



県章

三重県公報

平成15年6月20日(金)

第1481号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例施行規則の一部を改正する規則……(科学技術振興センター) 1
- 三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則……(行政システム改革チーム) 2
- 三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……(青少年育成チーム) 3
- 三重県環境学習情報センター条例施行規則の一部を改正する規則……(環境創造活動チーム) 3

告 示

- 介護扶助のための介護を担当する機関の指定……(生活保障チーム) 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出……(同) 5
- 平成15年度自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項……(市町村行政チーム) 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧……(N P O チーム) 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……(同) 6
- 同伴……(同) 7
- 同伴……(同) 7
- 同伴……(同) 7
- 同伴……(同) 8
- 同伴……(同) 8
- 同伴……(同) 8

特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……(出納局) 9

お知らせ

- 一般競争入札の実施に係る公告依頼があった旨……(防災チーム) 11
- 提案書の募集……(教育委員会) 12

規 則

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年六月二十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県規則第六十号

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例施行規則(平成十年三重県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第十四条 知事は、第五条第一項の規定による使用許可申請書、第六条の規定による使用変更許可申請書及び第七条の規定による使用許可取消申請書(以下この条において「申請書等」という。)の提出については、知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この

[illegible]

別表第一建築を担当するチームの表第四号の項第四十号(2)中「総経理設計部及び企画設計部を除く。」を削る。

○	
	を
○	
	に改め、「ただし、

附
則

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年六月二十日

三重県知事 野呂 昭彦

二重県規則第六十二号

三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

三重県青少年健全育成条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第十二条第一項」の下に「又は第十四条第一項」を加え、同条第五項に次のただし書を加え、同項を同条第八項とする。

ただし、第四項に規定する電子情報処理組織を使用して自動販売機等使用廃止届出書が提出された場合には、当該自動販売機等使用廃止届出書の二部が提出されたものとみなす。

第三條中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 知事は、前項の規定による自動販売機等使用廃止届出書の提出については、知事が別に定めるところにより電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と自動販売機等使用廃止届出書を提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

5 前項の規定により行われた自動販売機等使用廃止届出書の提出については、書面により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

6 第四項の規定により提出された自動販売機等使用廃止届書は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

「住 所」
氏名又は名称
及び
代表者氏名

「住 所」
氏名又は名称
及び
代表者氏名

を
に始める。

第四号様式中

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県環境学習情報センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年六月二十日

三重県知事 野呂昭彦

二重県規則第六十二号

三重県環境学習情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重県環境学習情報センター条例施行規則（平成十二年三重県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。
第五條第二項を次のように改める。

2 前項の使用許可申請書は、次に掲げる方法により提出することができる。

一 郵便物等として送付すること。

二 ファクシミリを使用して送信すること。

三 知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と使用許可申請書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して送信すること。

第五條中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 前項第三号の規定により行われた使用許可申請書の提出については、書面により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。
- 4 第二項第三号の規定により提出された使用許可申請書は、同号の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときをもって到達があつたものとみなす。
- 第六条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。
- 第九条中「第五条第二項」を「第五条第二項第一号及び第二号」に改める。
- 第一号様式備考を削る。
- 第三号様式備考を削る。
- 第五号様式備考を削る。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための介護を担当する機関を指定しました。

平成15年 6 月20日

三重県知事 野呂 昭彦

介護保険 事業者番号	事業者名	事業者の所在地	申請（開設）者 名	申請（開設）者 の主たる事務所の 所在地	申請（開設） 者の代表者 氏名	指 定 年月日	事業（サ ービス） の種類
2472700315	有限会社 優心	多気郡多気町大字相可字清用寺364番地 1	有限会社 優心	多気郡多気町大字相可字清用寺364番地 1	野村 吉彦	平成15年 5 月 1 日	訪問介護
2473000160	菖蒲園訪問介護事業所	北牟婁郡海山町大字上里245番地の 2	医療法人 慈心会	北牟婁郡海山町大字上里239番地の 8	帆刈 睦男	平成15年 6 月 1 日	訪問介護
2470300811	デイサービスセンター 伊勢マリンホーム白子	鈴鹿市白子 3 丁目 8 番 8 号	社会福祉法人 伊勢湾福祉会	鈴鹿市南若松町字南新田 1 番地	伊藤きみ子	平成15年 1 月 1 日	通所介護
2470501012	実践 第 1 夢窓苑	津市大倉11 - 4	特定非営利活動法人 居宅支援システム 実践	津市大倉10番21号	久米 宏毅	平成15年 6 月 1 日	通所介護
2470800497	デイサービス スイード	伊勢市東大淀町3834	有限会社 スイード	伊勢市東大淀町3834	原 昌弘	平成15年 5 月 1 日	通所介護
2470800505	デイサービス オアシス	伊勢市宮後 3 丁目 7 番61号	有限会社 デイオアシス	伊勢市宮後 3 丁目 7 番61号	神田 容子	平成15年 5 月 1 日	通所介護
2472000153	あいあいデイサービスセンター	桑名郡木曽岬町字見入729 - 32	有限会社 あいあい	桑名郡木曽岬町字見入729 - 32	柳岡 秋男	平成14年 7 月 1 日	通所介護
2472200191	みのりの里デイサービスセンター	三重郡楠町本郷1139番地 1	社会福祉法人 徳寿会	四日市市天力須賀四丁目 7 番25号	伊藤 雄幸	平成15年 4 月 1 日	通所介護
2473200190	特定非営利活動法人 ふれ合い広場 アットホーム	阿山郡阿山町大字丸柱2141	特定非営利活動法人 ふれ合い広場 アットホーム	阿山郡阿山町丸柱2141	恒岡 弘二	平成15年 4 月 1 日	通所介護
2472200183	介護老人福祉施設 みのりの里	三重郡楠町本郷1139番地 1	社会福祉法人 徳寿会	四日市市天力須賀四丁目 7 番25号	伊藤 雄幸	平成15年 4 月 1 日	短期入所生活介護
2410705145	医療法人 桜木記念病院	松阪市南町443 - 4	医療法人 桜木記念病院	松阪市南町443 - 4	志田 幸雄	平成14年 6 月 1 日	短期入所療養介護
2470300795	グループホーム 白子マリン	鈴鹿市白子 3 丁目 8 番 8 号	社会福祉法人 伊勢湾福祉会	鈴鹿市南若松町字南新田 1 番地	伊藤きみ子	平成15年 4 月 1 日	痴呆対応型共同生活介護
2470800513	ケアショップクロセ福祉用具貸与事業所	伊勢市曽祢 1 丁目12番20号	有限会社 ケアショップクロセ	伊勢市曽祢 1 丁目12番20号	黒精 美行	平成15年 5 月 1 日	福祉用具貸与

2472400072	株式会社 アールビーサポート 芸濃支店	安芸郡芸濃町棕 本藤ノ山6176	株式会社 アールビーサポート	久居市野村町 420番地30	別府 亮一	平成12年 3月31日	福祉用具 貸与
2470800505	居宅介護支援事 業センター オ アシス	伊勢市宮後 3 丁 目 7 番61号	有限会社 デイ サービス オア シス	伊勢市宮後 3 丁 目 7 番61号	神田 容子	平成15年 5月1日	居宅介護 支援
2471100111	有限会社 みえ 介護ステーショ ン	熊野市井戸町 366 - 3	有限会社 みえ 介護ステーショ ン	熊野市井戸町 366 - 3	田室 大作	平成14年 4月1日	居宅介護 支援
2472200209	みのりの里居宅 介護支援事業所	三重郡楠町本郷 1139番地 1	社会福祉法人 徳寿会	四日市市天力須 賀四丁目 7 番25 号	伊藤 雄幸	平成15年 4月1日	居宅介護 支援
2473200208	社会福祉法人大 山田村社会福祉 協議会 指定居 宅介護支援事業 所大山田	阿山郡大山田村 平田644番地の 1	社会福祉法人 大山田村社会福 祉協議会	阿山郡大山田村 平田644番地の 1	猪野 昭八	平成15年 5月1日	居宅介護 支援
2410705145	医療法人 桜木 記念病院	松阪市南町443 - 4	医療法人 桜木 記念病院	松阪市南町443 - 4	志田 幸雄	平成14年 6月1日	介護療養 型医療施 設

三重県告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成15年 6 月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業者番号	指定介護機関の名称	事業者の所在地	事業(サービス) の 種 類	変更後の名称等	変 更 年月日
2470500931	ニチホー医療器株式会社	津市高茶屋小森町2046	福祉用具貸与	津市高洲町16 - 8	平成15年 4月1日
2470800232	訪問介護森伸 住環境事 業部	伊勢市佐八町1720 - 22	福祉用具貸与	2470800463	平成15年 1月1日

三重県告示第356号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定（同令第118条においてその例によることとされる場合を含む。）により、平成15年度自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成15年 6 月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 募集期間

- (1) 平成15年10月採用 平成15年 6 月 1 日から同年 9 月 2 日まで
- (2) 平成16年 3 , 4 月採用

ア 男子 平成15年 7 月 1 日から同年 9 月16日まで
イ 女子 平成15年 8 月 4 日から同年 9 月10日まで

2 採用試験の試験期日

- (1) 平成15年10月採用 平成15年 9 月 3 日
- (2) 平成16年 3 , 4 月採用

ア 男子 平成15年 9 月17日から同月19日まで
イ 女子 平成15年 9 月26日

3 試験場の位置及び名称

受験票で指定します。

4 その他必要な事項

(1) 応募資格

- ア 平成15年10月採用 日本国籍を有し、平成15年10月1日現在18歳以上27歳未満である男子
イ 平成16年3月4月採用 日本国籍を有し、平成16年4月1日現在18歳以上27歳未満である者

(2) 受付場所等

- ア 津市桜橋1丁目91番地
自衛隊三重地方連絡部 (本部) (電話 059-228-7463)
イ 四日市市鷺の森1丁目14-11 阿部ビル2階
自衛隊三重地方連絡部 四日市募集事務所 (電話 0593-51-1723)
ウ 津市本町29-24
自衛隊三重地方連絡部 津募集案内所 (電話 059-224-4324)
エ 伊勢市神久2丁目1-58 角谷ビル2階
自衛隊三重地方連絡部 伊勢募集事務所 (電話 0596-23-3880)
オ 上野市緑が丘東町1023-1
自衛隊三重地方連絡部 上野募集事務所 (電話 0595-21-6720)
カ 熊野市木本町305
自衛隊三重地方連絡部 熊野募集事務所 (電話 0597-85-2214)

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPOチーム及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成15年8月6日まで縦覧に供します。

平成15年6月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請年月日

平成15年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人フットボールクラブ菰野

(2) 代表者の氏名

伊藤 弘美

(3) 主たる事務所の所在地

三重郡菰野町大字宿野177番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、サッカー競技を愛好する人に対する生涯スポーツの場の提供、青少年の育成ならびにサッカー競技普及に関する事業を行うとともに、地域に密着した総合型スポーツクラブの構築を目指し、サッカーを基軸とした地域スポーツの振興、発展に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年6月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年6月10日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人西日本教育総合センター

(2) 代表者の氏名

三谷 博隆

- (3) 主たる事務所の所在地
松阪市山室町190番地88

3 定款に記載された目的

この法人は、様々な課題を地域全体で受けとめ、子育て支援をはじめとする野外文化体験活動、ボランティア活動などの実践活動を通して、社会の後継者を育むひとづくり、地域の文化性を生かしたまちづくり、並びに、環境保全の意識向上を推進するとともに、地域での様々な活動の情報を提供し、ネットワークすることにより、世代間の交流の活性化を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年 6 月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年 6 月10日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人風力・バイオマス開発情報センター
- (2) 代表者の氏名
清水 幸丸
- (3) 主たる事務所の所在地
津市長岡町773番地12

3 定款に記載された目的

この法人は、自然エネルギー（太陽、水力、風力、地熱、海洋、バイオマス、雨水、雪など）利用技術、並びに省エネルギー技術（燃料電池、マイクロガスタービン等のコジェネ技術を含む）の実用化研究開発に関する事業を行い、不特定多数の人に対して、その技術の国内外への普及促進、教育啓発に関する事業を行い、地球の環境保全に関する社会教育、里山などのまちづくり、環境の保全、国際協力に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年 6 月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年 6 月10日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人四日市ウェルネスクラブ
- (2) 代表者の氏名
油田 直美
- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市羽津町20番地17号

3 定款に記載された目的

この法人は、心と体の健康づくりに関する事業を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ設立を目指し、健康づくりのための生涯スポーツ環境の提供を行い、もって人々の健康づくりに寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年 6 月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年 6 月10日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人TEAM笑美S
- (2) 代表者の氏名
辻村 知身
- (3) 主たる事務所の所在地
志摩郡阿児町鵜方1058番地59

3 定款に記載された目的

この法人は、子ども、青少年、地域住民、高齢者、障害者に対して、住み慣れた地域において、皆で助け合い楽しく自立した生活ができるための各種支援事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年6月20日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年6月10日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人NPOエコヒューマン
- (2) 代表者の氏名
室谷 芳彦
- (3) 主たる事務所の所在地
名張市東田原625番地の40

3 定款に記載された目的

この法人は、音楽療法に関する各種事業を行うことにより、誰もが自分らしく、よりよく生きるための助けとなり、もって地域の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年6月20日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年6月10日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人三重補助犬普及協会
- (2) 代表者の氏名
多賀 輝宏
- (3) 主たる事務所の所在地
津市大門7番15号センターパレス3階

3 定款に記載された目的

この法人は、三重県民および三重県内の身体障害者に対して、補助犬の普及啓発に関する事業を行い、もって身体障害者に対する理解と自立・社会参加の促進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年6月20日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年 6 月10日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人MIEチャイルドラインセンター

(2) 代表者の氏名

田部 知代子

(3) 主たる事務所の所在地

津市島崎町132番地の40

3 定款に記載された目的

この法人の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教育や社会問題、生育歴などの様々な状況で、子ども達も若者も自己肯定や自尊感情が持てず、苦しんでいるなか、彼らが心を開き安心して話せるホットラインを設置することによる心の居場所づくり
- (2) 同世代のユースが中心になって電話の受け手を担い、かけ手の話に耳を傾け共感することによるかけ手の主体的な問題解決のサポート
- (3) 前号の活動を通しての受け手の社会参画の機会の拡充と全人的成長
- (4) ラインを通して受け止めた子ども達や若者の声の社会への還元及び子どもを取り巻く状況の向上

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第84号）第 5 条の規定により公告します。

平成15年 6 月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ノートパソコン 1,113式（据付、配線、調整等一式）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成15年12月26日（金）とします。

(4) 納入場所

知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年 4 月 1 日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。
- (4) 三重県税並びに消費税及び地方消費税にかかる未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成15年 7 月23日（水）午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能証明書
- (2) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- (3) 過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 納税確認（証明）書

ア 県内に本社（店）又は営業所等を有する場合は、すべての県税についての「納税確認書」（所管県税事

務所が発行したもの)の写し

イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のない証明用)」(所管税務署が発行したもの)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納チーム 担当 宮崎、後藤
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の交付方法

(1)の場所で、平成15年6月20日(金)から同年7月23日(水)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成15年7月8日(火)午後2時
場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁附属棟1階 S105会議室

(4) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成15年8月6日(水)午前11時
場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁附属棟1階 S105会議室

ただし、郵送による入札については、平成15年8月5日(火)午後5時までに、4の(1)の場所へ書留郵便で必着として下さい。

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)の場所で行います。

(6) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとしてします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条及び第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

- (4) 詳細は入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Personalcomputer (notebooktype) 1,113sets (includinginstallation, wiring, adjustments, etc.),

- (2) Date and time for the open bidding:

The meeting for the open bidding and tenders will begin promptly at 11:00 A.M. on Wednesday, August 6, 2003. Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Tuesday, August 5, 2003.

- (3) Managing Authority:

Procurement Group, Accounting Team, Bureau of the Treasury 13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570 Japan

Tel. 059-224-2772 Fax 059-224-2784

お 知 ら せ

平成15年度第3号三重県防災行政無線設備消耗部品交換業務を委託するに当たり、次のとおり三重県防災行政無線運営協議会長安田敏春から公告依頼がありました。

平成15年6月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

平成15年度第3号三重県防災行政無線設備消耗部品交換業務を委託するに当たり、次のとおり入札参加者を募集します。

平成15年6月20日

三重県防災行政無線運営協議会長 安 田 敏 春

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務及び場所

平成15年度第3号 三重県防災行政無線設備消耗部品交換業務委託

三重県津市広明町13番地 他16箇所

- (2) 委託期間

契約の日から平成16年3月19日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の各号のすべての要件を満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第4号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍していること。

3 入札に参加を希望する者は、(1)から(4)までに示す証明書等を平成15年6月27日（金）（土曜日及び日曜日を除きます。）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(3) 2 の(5)の事項を証明する書類

(4) 過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域振興部防災チーム情報グループ内
三重県防災行政無線運営協議会事務局 担当 長嶋
電 話 059-224-2157
FAX 059-224-2199

(2) 入札説明書（仕様書）の閲覧等

平成15年6月20日（金）から同年7月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時までの間で、(1)の場所で閲覧ができます。

(3) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成15年7月8日（火）午後4時
場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁 1 F S104会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した委託業務を実施できると三重県防災行政無線運営協議会長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり提案書について募集を行います。

平成15年 6 月20日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 対象事業

(1) 名称

子どものための地域活動サポート推進事業

(2) 事業の趣旨

学校週 5 日制の実施に伴い、子どもの地域活動を支援するため、NPOと市町村が連携を図り、地域の人材を活用した子どもの地域活動を促進していくことを目的とします。

(3) 事業内容

学校週 5 日制に伴う子どもの居場所づくりのため、市町村が実施する次に掲げる事業をサポートします。

ア 市町村が子どもの地域活動のために必要している人材の雇用及び派遣

イ 市町村が実施する子どもの地域活動のための事業への支援及び協力

ウ その他子どものための地域活動をサポートの推進していく上で必要な事項

2 事業実施方法

対象事業は、NPO法人に委託して実施することとし、その委託先は、公募による書類審査及びヒアリングにより決定します。

3 委託期間

平成15年 7 月10日から平成16年 2 月28日（予定）までとします。

4 委託団体数

1 団体を予定しています。

5 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とします。

(1) NPO法人であること。

(2) 三重県内に主たる事務所を有していること。

(3) 三重県内で主に活動していること。

6 委託先の選定

(1) 選定方法

公募により応募された申請書等について、書類審査及びヒアリングにより選定委員会で選定します。

(2) 選考基準

提案の的確性、実現性、事業の遂行能力、活動実績等を総合的に評価します。

7 提案書の提出

詳細資料を担当チームへ請求の上、次のとおり提出してください。

(1) 様式及び内容 指定様式

(2) 提出期限 平成15年 7 月 1 日（火）

(3) 提出場所 三重県広明町13番地 三重県庁 7 F
三重県教育委員会事務局社会教育推進チーム

8 提案に対するヒアリング

ヒアリング日時は、後日指定します。

9 結果通知

7 月上旬に各提案者に対して文書で通知します。

10 委託契約の締結

選考基準を満たす提案をした最上位の者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

11 その他

(1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本通貨に限ります。

(2) 提案に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(3) 提出のありました提案書については、返還しません。

(4) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第 2 項の規定による物件関係入札指名資格者名簿に
契約締結時までに登録していること。

12 本提案の募集に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒514-8570 三重県広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育推進チーム

電話 059-224-2982 FAX 059-224-3022

毎 週 火、金 曜 日 発 行

購 読 料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）

1 箇 月 3,000円

1 箇 年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成15年6月20日発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862